

環循施発第 1803202 号
平成 30 年 3 月 20 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿



環境省 環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長



ポリ塩化ビフェニルを含有する塗膜の処分期間内の早期処理について
(事務連絡)

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）第 6 条に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成 28 年 7 月 26 日閣議決定。以下「基本計画」という。）第 5 章に基づき、国の各省庁においては、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の保管・所有の実態調査、期限内の処分を推進しているところです。

また、同基本計画において、地方公共団体については、自らも率先してその保管・所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の処分委託・廃棄を早期に進めることが求められるとされております。

こうした取組を進めていくに当たって、これまでに一部の塗料に PCB が使用されていることが確認されていましたが、今般、国土交通省が実施した実態調査の結果、管理する施設のうち、橋梁に加え、洞門及び排水機場において PCB を含有した塗料の使用が明らかになりました。

PCB を含有した塗膜に関しても、他の PCB 廃棄物及び PCB 使用製品と同様、それぞれの施設等の管理者において、適切に対応する必要があることから、国土交通省においても、改めてその保管・所有状況について実態を調査することとなりました。

一方で、現時点で PCB 含有塗料の使用が確認されている橋梁、洞門及び排水機場については、地方公共団体が管理するものも存在することから、基本計画の規定を踏まえ、各都道府県市に置かれても、土木部局等の施設を管理する部局と連携して、対応を進めるようお願いいたします。また、国土交通省からも、各地域の地方整備局等より、同様の内容について各地方公共団体の土木部局等に周知されていることについて御承知置き下さい。

なお、今回周知を行っている橋梁、洞門及び排水機場以外の施設についても、現在環境

省で実施している調査等を踏まえ、必要に応じ同様の対応をお願いすることがあり得ることを御承知置きいただくようお願いします。

【本件担当】

環境省環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

担当：今井・福田

Tel: 03-6457-9096

E-mail: PCB@env. go. jp